

議案第96号

損害賠償額の決定について（建設局関係）

建設局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事件概要
金額 6,491,407円 （損害補填金 6,491,407円） 被害者 若枝 智博	令和6年9月12日午後0時10分頃、西区北堀江4丁目11番4号の長堀抽水所において、同抽水所の滞水池内で発生し建物内に滞留していた可燃性ガスが爆発したことにより、飛散した窓ガラスの破片等が同建物の付近に駐車していた乗用自動車に当たり、同車を破損したものである。

令和7年2月21日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

建設局所管業務において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。